附 属 機 関 等 の 概 要

別記様式２　　（令和５年１１月２２日現在）

担当部課名	経済部観光局観光振興課	内線	26－574

附属機関等の名称	北海道観光審議会
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	附属機関
設置年月日	S36.4.1
設置根拠	北海道観光のくにづくり条例（平成13年10月19日条例第56号）
設置目的	＜目的＞ 北海道における観光の振興を図るため。 ＜所掌事項、議題等＞ 北海道観光のくにづくり条例（平成13年10月19日条例第56号） 第11条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1）知事の諮問に応じ、観光の振興に関する重要事項を調査審議すること。 （2）前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
委員構成	１ 委員(構成員)数　15名　【定 数：15名】 （うち女性委員）　６名 （うち公募委員）　１名　【公募枠：１名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） ２ 部会等の設置状況
会議の公開状況	公開

名称	委員数（うち女性委員）
北海道観光審議会AT部会	６名（２名）
北海道観光審議会計画部会	７名（０名）